

平成 26 年 4 月 23 日現在

機関番号：13901

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653242

研究課題名(和文)能力評価重視で修学を免除する大学学位授与システムの実現可能に関する研究

研究課題名(英文)Study on Academic Degree System on the Base of Evaluation of Competences

研究代表者

夏目 達也(Natsume, Tatsuya)

名古屋大学・高等教育研究センター・教授

研究者番号：10281859

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円、(間接経費) 810,000円

研究成果の概要(和文)：研究の目的は、一定水準の能力をもつ者に修学免除する高等教育学位制度につき欧州諸国間の比較、同制度が高等教育に提起する問題の検討である。制度の支援手段は日常生活を通じて習得した能力を評価する従前学習認定(APL)である。各国のAPL政策の背景、高等教育機関の実施状況等につき解明した。以下の知見を得た。

APLでは教育機関修学よりもコンピテンスの評価が重視される。APLの具体的手続きは、各高等教育機関の裁量で決定される。経験を通じて習得した知識・技能と大学が提供するそれが等価性をもつとすれば、後者の価値が問われる。EU、OECD、UNESCO等はメンバー国に対し、APL実施を働きかけている。

研究成果の概要(英文)：This study investigates special academic degree systems that exempt students from academic coursework in higher education. It compares the systems in the European countries to examine the processes and problems that their systems entail within higher education. Competence-based academic degree systems are based on the accreditation of prior learning, APL, which assesses students' competences. This study clarifies the actual situation and certain APL features in the countries. We identified the following APL-related points: APL places greater importance on learning outcomes than on the application to Higher Education Institutes, HEI, as assessment factors for exemption from coursework. APL creates certain crucial problems for IHEs, such as the determination of equivalence between the experiential knowledge and skills that people acquire in daily lives and the academic skills that IHEs offer. EU, OECD, and UNESCO have policies that promote APL in their member countries.

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：学位制度 従前学習評価 コンピテンス インフォーマル教育 継続高等教育 成人学習 ノンフォーマル教育 コンピテンス

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究が扱った新しい学位制度である「社会経験認定学位制度」の特徴は、以下のとおりである。大学外の諸経験で獲得した能力の評価を主体とする、能力が所定水準以上と判断された場合には、大学での修学なしでも学位を授与する、修業年限の満了や所定単位数の取得を基礎要件とする従来の学位制度とは根本的に異なる。この制度が目された背景には、日本及び諸外国で、学位授与にあたり、学生の学修成果に関する評価が重視される傾向にあるという事情がある。つまり、従来のように、所定の年限在籍することや所定の単位数の取得といったいわば外形的な基準を満足することよりも、高等教育を通じて学生にどのような知識・スキル・能力をどの程度獲得させたかが問われるようになっている。つまり、コンピテンス形成重視で、高等教育の質保証を図る政策が世界的に拡大している。

(2) 一方、社会人は職業生活や日常生活を通じて、多様な能力を獲得している。その内容と水準が高等教育修了者のそれと匹敵することも、可能性としては十分にあり得る。そのような社会人が高等教育学位を求めて高等教育機関に入学しようとする際に、修業年限の一部免除＝短縮、取得単位の免除等の配慮が高等教育機関側には求められる。

(3) 高度知識基盤社会化が進む状況では、社会人に対してより高度な知識・スキル・能力が求められる。しかも職業生活全般を通じて、それらを恒常的に高めることが求められる。そのため、人生の多様な時期に、多様な形態で高等教育機会を提供することが社会には必要になる。しかし、時間的・金銭的にフルタイム修学が困難な社会人に修学を促すためには、多様な面に渡り特別な配慮・措置が必要になる。たとえば、修業年限の短縮、履修単位数の削減等の措置等である。「社会経験認定学位制度」は、このようなニーズに

応えるものとして政策的に構想され、実施・普及が進められている。

## 2. 研究の目的

本研究では、ヨーロッパ諸国を中心に、社会経験認定学位制度の運用・普及の状況を調査すること、運用・普及にあたり直面する諸問題を調査することを目的とした。

この目的を達成するために、とくに、以下の点を重点的に明らかにすることとした。

ヨーロッパの主要国における社会経験認定学位制度がどの程度導入され普及しているか、導入に至った経緯はどのようなものか、

従来から存在する学位制度と社会経験認定学位制度とは、どのような関係にあるのか、調査対象国の主要大学において社会経験認定学位制度はどのように実施されているのか、社会経験認定学位制度に対する大学関係者・一般社会の評価はどのようなものであるのか。

## 3. 研究の方法

上記の目的を達成するために、以下のような目的を採用した。

### (1) 関連文献の収集とその精査。

社会経験認定学位制度に関する主要な学術文献、各国および国際機関、専門職団体の政策文書、実施状況報告書等を収集し、その内容を多様な角度から検討した。国際機関としては、OECD、EU、UNESCOを調査対象とした。専門職団体としてはヨーロッパ大学継続教育ネットワーク(EUCEN)を対象とした。

### (2) 現地調査

社会経験認定学位制度に関する制度を整備しており、かつある程度の普及の見られる国として、フランス、イギリス、オランダ、デンマーク等を選び、各国の政府関係機関、大学等を訪問し、担当者に対してインタビューを行った。また、関連の資料を収集した。

### (3) 補足調査

上記の調査を行った上で、さらに情報が必

要になった場合には、インターネットを活用して情報収集に務めた。

#### 4. 研究成果

(1) 本研究が扱うのは、能力評価重視で修学の一部または全部を免除する学位授与システムである。この能力評価重視のシステムでは、学位取得に必要とされる能力の基準を満たすことにより、高等教育機関における所定年限分の在学・修学を経なくても学位取得への道が開かれる。具体的には、以下の内容を含む。高等教育機関入学を希望する学生に対して、入学前に多様な場所・機会に行った学習の成果(知識、技能、基礎能力)を評価する。学習成果の内容と水準が一定の水準に達していると判断された場合には、学位取得に必要な単位数の一部または全部を免除する。免除の単位数が一定数であれば修業年限が短縮され、それが全部であれば修学しなくても学位を授与される。伝統的な学位システムでは、所定の修業年限や単位の履修等の条件を満たすことが不可欠の条件とされているのに対して、能力評価重視のシステムは学位取得に至るまでの手続きが柔軟である。

(2) このシステムを支えるのは、「従前学習認証」(Accreditation of Prior Learning, APL)あるいは「従前学習認定」(Recognition of Prior Learning, RPL)と呼ばれる活動である。学習の形態・形式に着目して、「ノンフォーマル学習・インフォーマル学習認定」(Validation of Non-formal and In-formal Learning, VNIFL)と呼ばれることもある。高等教育機関の正課教育を「フォーマル学習」(formal Learning)ととらえるのに対して、学習者が入学前に多様な場所と機会で行う学習は、しばしば「ノンフォーマル学習」(Non-formal Learning)、「インフォーマル学習」(In-formal Learning)と分類され呼称される。従前学習認証(以下、APLと略す)とは、ノンフォーマルとインフォーマルの学習の成果を所定

の手続きに従って評価する活動である。

(3) ヨーロッパ諸国では、第2次大戦後に労働力不足を補うため移民受け入れに積極的に取り組んできたが、彼らは社会的文化的に不利な条件を余儀なくされてきた。移民以外でも、学校教育を十分に受けられず結果的に低水準の資格しか取得できない者が一定割合でいる。EU諸国間での経済力競争激化に伴い、これらの青年・成人の存在は国力増強の観点から対策が必要とされた。彼らに教育機会を提供し、しかも一定水準の教育へのアクセスを容易にすることが課題とされた。学校教育から離れた青年・成人にとって、教育機関への復学はハードルが高いため、彼らへの教育提供には教育機関の入学条件緩和や、APLが必要である。学校教育以外での諸経験を通じて獲得した多様な内容と水準の知識・技能を評価することが、彼らの受講機会の拡大につながると考えられた。

(4) インフォーマル・ノンフォーマル学習認証に関する政策・制度の実施状況によって、EU諸国は大きく以下の4群に分類される。実施状況が高度な段階にある、同状況が高度ないし中程度の段階にある、中程度から低度にある、低度な段階にある。

(5) イギリス、フランス、オランダを対象に以下の点を調査項目とした。従前学習認定制度に関する政策の背景、対象者、実施状況(同制度実施の高等教育機関、利用者数)、能力評価の主体、方法・手続き、学位の効果(就職等での社会的評価)、論点・課題

(6) 3カ国におけるAPLの制度および実施状況を比較すると、各国に共通する点と、各国独自の特徴がある。3カ国の共通点として、以下の点を指摘できる。APLの主要な対象は、継続教育として高等教育入学を希望する成人である。適用される学位の種類は、主に職業教育系の学位である。具体的な手続き(評価の基準の設定、実施方法、志

願者に対する支援方策等)は、各高等教育機関の裁量で決定されている。3カ国とも、書類審査と口頭試問で審査され、書類審査ではポートフォリオが用いられる。APL利用の相談・申請から、履修単位免除の審査のための書類作成、口頭審査準備に至るまでの一連の過程について、申請者を支援する体制を整備している。

(7)各国の特徴として、以下の点を指摘できる。3カ国中でもっとも制度が整備されているのはフランスである。フランスの能力認定学位制度の特徴は以下のとおりである。1)大学に在籍・修学しなくても、APLだけで学位を取得することが認められている。2)APLにより取得した学位と通常学位との同等性が法律により認められている。3)各大学では、APLの審査を行う委員会には、当該大学の教員のほか関連する職業関係者も委員として参加する。

(8)イギリスにおけるAPLの特徴は、以下のとおりである。a.全英の高等教育資格やアカデミッククレジットのシステムに組み込まれている。b.アカデミッククレジットは、入学前に獲得した学習成果の質に基づき公正に価値づけるもの、蓄積および振替が可能なものという基本理念に基づいて運用している。c.すべての年齢の学生が対象となっており、初期教育の学生を排除していない。

(9)オランダは制度面の整備が遅れており、職業系高等教育機関での実施にとどまる。ア.学校、企業、各種職業団体等の民間主導による制度運用が重視される。イ.政府の役割は、民間主導の運用を支援・促進することが中心となっている。ウ.中等教育・中等後教育段階の職業教育が中心であり、高等教育段階での普及は限定的である。

(10)APLは十分な教育機会を享受できなかった成人に高等教育等機会を提供するための方策という位置づけが一般的である。そこ

には、多様な観点からの思惑がある。社会的・経済的に不利な条件に置かれた成人の現状改善を支援するための一種の補償政策、広範な国民の職業能力開発・向上を通じて国の経済発展を支えるための労働力政策、教育を通じて彼らの生活機会を継続的に改善するための生涯学習政策等である。

(11)APL制度は、高等教育の質保証に関連して、多くの問題を提起している。第1に、大学外での諸経験を通じて獲得した知識・技能は、大学教育が教授し単位認定の対象とする知識・技能と等価性を持ち得るかという問題である。APLは、諸経験での知識・技能を大学の単位として認定するものである。そうである以上、等価性を認めていることになる。とすれば、大学教育で教授する知識・技能は、職業体験や生活体験を通じても習得できることを意味する。両者の等価性を認めることは、大学で教授する知識・技能の質と量が職業生活や社会生活における諸活動と同程度であることを認めることにつながる。換言すれば、大学教育の専門性がその程度であることを、大学自身が認めることになる可能性がある。そのために、大学関係者から強い批判を招いている。

(12)APL制度は、能力評価のための前提としての評価基準を設定することの是非と可能性について問題を提起している。大学教育の質保証の観点からは、知識・技能の内容や水準が大学の単位認定や学位授与に値するかどうかを厳格に評価することが求められる。またその評価の前提として、客観的で公正な評価基準を設定することが求められる。高等教育では、中等教育レベルの職業教育のような詳細な能力基準を設定できるか、その設定が適切かどうか問われる。

(13)APL制度は、高等教育の学位授与にあたって用いられるべき評価方法とはいかなるものか、それは十分な客観性を担保できるかという問題を提起している。3カ国とも、

APL では学習成果の評価方法は、各高等教育機関の裁量に委ねられている。各大学は、APL 利用者のための専門組織・人員を配置して、ポートフォリオ等の書類作成を支援している。この組織・人員を通じて、利用者がみずからの諸経験を振り返りつつ、質の高い学習成果 = 審査に合格できるような内容とレベルをもつ成果を抽出できるよう支援している。そのような支援を提供するとしても、客観的な評価規準のない状況下で、各機関の裁量に委ねることが質保証につながるかどうかは、検討の余地がある。

(14) APL は、本来、成人に対して高等教育機会を促すための施策の一つであるが、それに止まらない意義を有する。APL による能力評価は、大学・高等教育機関の伝統的な役割・機能を変更させる可能性をもつ。とりわけ、教育や評価のあり方について一石を投じている。通常、教員は教授活動を通じて提供した知識・技能を、学生がどの程度習得できたかを評価する。あくまで、教育活動が評価の前提として存在する。APL では、教育活動はもはや所与の前提とはされていない。そのことは、大学に以下の点を認めることを迫る。大学の提供する知識・技能の内容と程度は、大学以外の諸生活、それも職業生活だけでなく一般の社会生活を通じても実現できるものであること、したがって当該の知識・技能の習得には大学教育は必ずしも必要とされないこと、である。

(15) APL 利用者は、国によっては、高等教育機関に学生登録 = 在籍しないことも可能である。高等教育機関にとって「アウトサイダー」である彼らは、高等教育機関での生活を経験せず、したがって在籍者であれば当然求められるであろう高等教育固有の文化や価値を必ずしも共有することはないし、それを求められることもない。そのような彼らに、大学は学位を授与したり、単位を認定することを余儀なくされる。いずれも、大学の

教育活動の意義だけでなく、大学の存在意義にかかわる問題であり、にわかに受容しがたいものであろう。

(16) ヨーロッパ諸国ではすでに APL に関する政策と実践は相当程度普及している。ヨーロッパ諸国にとどまらず、アメリカ、カナダ、オーストラリア、南アフリカ等でも同様である。つまり、大学が伝統的なあり方に安住することは、もはや許されなくなっているのが現実である。とすれば、問われるべきは、大学教育とそれ以外の手段とを区別するものは何か、大学の提供する知識・技能の特質とは何であり、その優位性はどこにあるのか、大学の授与する学位の特質とは何なのか等について、大学側が明確で説得的な回答を用意することであろう。その意味で、APL は高等教育や学位制度の伝統的なあり方に対して根本的な見直しと対応を迫っているといえる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

夏目達也・加藤かおり「能力評価重視で修学免除の学位授与システムに関する国際比較」

『名古屋高等教育研究』第 14 号

加藤かおり「イギリスの新任教員教育課程」

『IDE 現代の高等教育』(IDE 大学協会誌)

559 号、2014 年 4 月 pp54 - 58

〔学会発表〕(計 1 件)

夏目達也・加藤かおり・近田政博・中井俊樹・齋藤芳子「能力評価重視で修学免除の学位授与システムに関する国際比較」日本高等教育学会、東京大学、2012 年 6 月 3 日

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

6. 研究組織

(1)研究代表者

夏目 達也 (Natsume Tatsuya)

名古屋大学高等教育研究センター・教授

研究者番号：10281859

(2)研究分担者

近田 政博 (Chikada Masahiro)

名古屋大学高等教育研究センター・准教授

研究者番号：80281062

中井 俊樹 (Nakai Toshiki)

名古屋大学高等教育研究センター・准教授

研究者番号：30303598

加藤 かおり (Kato Kaori)

新潟大学大学教育機能開発センター・准教授

研究者番号：80323997

(3)連携研究者

( )

研究者番号：